

# 太宰府市ひとり親家庭等 日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に支援員を派遣します。

## 利用できる事由

就職活動、技能習得のための通学、  
疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的  
行事への参加、  
離婚等による環境の激変 など

## 支援の内容

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 食事の世話(調理不可)
- (3) 身の回りの世話
- (4) 通院の介助 など

(注意)・一時利用のみ、継続的な理由での利用はできません。  
・利用は、月5回または月10時間以内です。

利用者の居宅での子育て支援は、生活援助の料金を適用

## ●利用料金

区分	利用者の負担額(1時間あたり)	
	子育て支援 【実施場所】支援員の居宅 児童一人の場合	生活援助 【実施場所】利用者の居宅
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給 水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

## ●利用の流れ(新規の場合)



※新規で利用される場合は、事前の登録と面談が必要です。

※日時、支援内容、家庭状況によっては、派遣できない場合があります。

《申込み・問い合わせ先》

太宰府市役所 保育児童課 児童福祉係 電話 092-921-2121 内線 316